

## 事例1

(その他の  
事業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者2名について、36協定で定めた上限時間及び休日労働日数を超える違法な時間外・休日労働を行わせていたことから、指導を実施した。
- 3 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金について、未払いが認められたことから、指導を実施した。
- 4 また、健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったことから、指導を実施した。

## 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者2名について、36協定で定めた上限時間及び休日労働日数を超える違法な時間外・休日労働を行わせていたことが判明した。

### 労働基準監督署の対応

- ①36協定で定めた上限時間及び休日労働日数を超えて時間外・休日労働を行かせたこと（労働基準法第32条、35条違反）については是正勧告
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導

- 2 時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金について、一部未払いが判明した。

### 労働基準監督署の対応

時間外労働及び深夜労働に対し、法令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払うこと（労働基準法第37条違反）については是正勧告

- 3 健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったことが判明した。

### 労働基準監督署の対応

健康診断において異常の所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていなかったこと（労働安全衛生法第66条の4違反）については是正勧告

## 健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取と事後措置



### 健康診断の実施

- ☞ 常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。
- ☞ 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の健康診断を実施しなければなりません。



### 事後措置（健康診断後、使用者が実施）

- ☞ 健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

## 事例 2 (飲料製造業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者6名について、36協定で定めた特別条項の上限時間及び休日労働日数を超える違法な時間外・休日労働を行わせており、また、限度時間を超えることのできる回数(年6回)を上回る時間外労働が認められたことから、指導を実施した。

### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

労働者6名について、36協定で定めた特別条項の上限時間及び休日労働日数を超える違法な時間外・休日労働を行わせており、また、限度時間を超えることのできる回数(年6回)を上回る時間外労働を行わせていたことが判明した

#### 労働基準監督署の対応

- ①36協定で定めた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたこと及び限度時間を超えることのできる回数を超えて時間外労働を行わせたこと(労働基準法第32条、35条違反)について是正勧告
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導



#### 36協定の特別条項における「特別の事情」

特別条項を適用する際の「特別の事情」は臨時的なものに限られ、また、限度時間を超えることのできる回数も全体として1年の半分を超えないよう定めなければなりません。36協定の特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数を超えた場合には、労働基準法違反となります。

<臨時的に必要な場合の例>

- ・ 予算、決算業務 ・ ボーナス商戦に伴う業務の繁忙 ・ 納期のひっ迫
- ・ 大規模なクレームへの対応 ・ 機械のトラブルへの対応

#### 過重労働による健康障害防止

長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

##### 次の要件に該当する労働者

- ① 時間外・休日労働時間が月80時間(※)を超えていること
- ② 疲労の蓄積が認められること
- ③ 本人が申し出ていること

(※) 2019年4月1日から1か月当たり100時間から80時間に要件を拡大。



面接指導の  
実施義務

##### 事業場で定めた基準(※)に該当する労働者

- (※) ① 時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者について、本人の申出がない場合であっても面接指導を実施するように基準の策定に努める。  
② 時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるよう基準の策定に努める。



面接指導その他  
これに準ずる措  
置を実施する努  
力義務